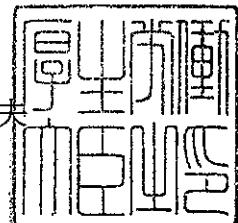


大

厚生労働省発食安第 1031003 号
平成 18 年 10 月 31 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める件

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める件

記

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める件

- 別紙に掲げる、既存添加物 61 品目に係る 63 成分規格及び一般飲食物添加物 1 品目に係る 1 成分規格を作成すること
- 別紙に掲げる、指定添加物 13 品目に係る 14 成分規格及び既存添加物 14 品目に係る 13 成分規格について、純度試験の見直し等の改正を行うこと



1. 新たに成分規格が作成される既存添加物(一般飲食物添加物1品目を含む。
〔〕内は規格名を示す。)

アカキヤベツ色素(一般飲食物添加物)、N-アセチルグルコサミン、5'-アデニル酸、L-アラビノース、イノシトール[*myo*-イノシトール]、活性白土、カードラン、カンゾウ抽出物、クチナシ青色素、クチナシ赤色素、クチナシ黄色素、 α -グルコシリントランスフェラーゼ処理ステビア、酵素処理イソクエルシトリン、酵素処理ヘスペリジン、酵素分解レシチン、酵母細胞壁、骨炭、サイリウムシードガム、酸性白土、シアノコバラミン、シクロデキストリン[α -シクロデキストリン、 γ -シクロデキストリン]、5'-シチジル酸、焼成カルシウム[貝殻焼成カルシウム、卵殻焼成カルシウム]、しらこたん白質抽出物、ステビア抽出物、スピルリナ色素、粗製海水塩化マグネシウム、タウリン(抽出物)、タマリンドシードガム、タラガム、ツヤプリシン(抽出物)、デキストラン、トコトリエノール、*d*- γ -トコフェロール、*d*- δ -トコフェロール、トマト色素、納豆菌ガム、ナリンジン、パラフィンワックス、微小纖維状セルロース、フクロノリ抽出物、プルラン、ベタイン、ヘマトコッカス藻色素、ヘム鉄、ベントナイト、 ϵ -ポリリシン、マイクロクリスタリンワックス、マクロホモプシスガム、ムラサキイモ色素、ムラサキトウモロコシ色素、メナキノン(抽出物)、ヤマモモ抽出物、ユッカフォーム抽出物、ラカンカ抽出物、ラック色素、ラノリン、ラムザンガム、リゾチーム、*D*-リボース、ルチン酵素分解物、ルチン[エンジュ抽出物]

2. 純度試験の見直し等を行う添加物(〔〕内は規格名を示す。)

①指定添加物

亜鉛塩類(グルコン酸亜鉛及び硫酸亜鉛に限る。)[グルコン酸亜鉛、硫酸亜鉛]、アルギン酸プロピレングリコールエステル、カルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム、クエン酸カルシウム、ショ糖脂肪酸エステル、スクロース、D-ソルビトール[D-ソルビトル液]、ナタマイシン、ビタミンA[ビタミンA油]、ビタミンA脂肪酸エステル[ビタミンA脂肪酸エステル、ビタミンA油]、硫酸第一鉄、リン酸三マグネシウム

②既存添加物

アラビアガム、カラギナン[加工ユーケマ藻類、精製カラギナン]、カロブ

ビーンガム、キサンタンガム、グーガム、ジェランガム、植物レシチン〔レシチン〕、トリプシン、パパイン、ブロメライン、分別レシチン〔レシチン〕、ペクチン、ペプシン、卵黄レシチン〔レシチン〕